

# Ⅲ 振 動

## 目 次

第 1	振動規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例制定の経緯	Ⅲ－ 1
第 2	振動規制法と栃木県生活環境の保全等に関する条例との関係	Ⅲ－ 1
別表 1	規制地域の指定	Ⅲ－ 2
別表 2	振動規制法に基づく規制地域指定状況	Ⅲ－ 3
別表 3	特定工場等振動	Ⅲ－ 4
別表 4	特定建設作業振動	Ⅲ－ 5
別表 5	特定工場等において発生する振動の規制基準 (振動規制法)	Ⅲ－ 6
別表 6	特定工場等において発生する振動の規制基準 (栃木県生活環境の保全等に関する条例)	Ⅲ－ 6
別表 7	特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準 (振動規制法)	Ⅲ－ 7
別表 8	特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準 (栃木県生活環境の保全等に関する条例)	Ⅲ－ 7
別表 9	道路交通振動(振動規制法)	Ⅲ－ 8
別表10	特定工場等の届出義務(振動規制法)	Ⅲ－ 9
別表11	特定工場等の届出義務 (栃木県生活環境の保全等に関する条例)	Ⅲ－ 11
別表12	特定建設作業の届出義務(振動規制法)	Ⅲ－ 12
別表13	特定建設作業の届出義務 (栃木県生活環境の保全等に関する条例)	Ⅲ－ 13
別表14	日常生活等に伴う騒音等の防止 (栃木県生活環境の保全等に関する条例)	Ⅲ－ 13



## 第1 振動規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例制定の経緯

都市における住宅と工場の混在、工場等の機械施設の大型化、建設工事の増加、モータリゼーションの進行、新幹線の運行等に伴って、振動公害が地域によっては大きな問題となりました。これに対応して20余の都道府県で条例によって工場振動に関する規制を行っていましたが、振動の測定単位、規制基準、測定方法等がそれぞれ異なり、国による一元的法規制の実施が各方面から強く要請されたため、昭和51（1976）年6月、振動規制法が制定され、工場振動及び建設作業振動について測定単位、規制基準等の統一が図られたほか、道路交通振動に関しても所要の措置が定められました。

県においては、振動規制法は、騒音規制法と同様に、指定地域方式をとっていることから、指定地域以外の地域の生活環境を保全するため、昭和52（1977）年10月、栃木県公害防止条例の一部を改正し、法と同様の規制措置を講じました。

その後、平成16（2004）年10月、栃木県公害防止条例を廃止し、新たに栃木県生活環境の保全等に関する条例を制定しましたが、振動については、従前と同様の規制措置が講じられています。なお、栃木県生活環境の保全等に関する条例では、「日常生活等に伴う騒音等の防止」のため、すべての県民及び事業者を対象に、振動により周辺的生活環境を損なうことのないよう配慮を求めています。

## 第2 振動規制法と栃木県生活環境の保全等に関する条例との関係

項目	振動規制法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
規制地域	法第3条に基づく指定地域 〔規制地域と用途地域等との相互関係は別表1のとおり〕 〔法に基づく規制地域指定状況は別表2のとおり〕	法の指定地域以外の地域
規制対象	1 特定工場等振動 〔別表3のとおり〕 2 特定建設作業振動 〔別表4のとおり〕 3 道路交通振動	1 特定工場等振動 〔別表3のとおり〕 2 特定建設作業振動 〔別表4のとおり〕
規制基準	時間及び区域の区分ごとに定めた値 1 特定工場等振動 〔別表5のとおり〕 2 特定建設作業振動 〔別表7のとおり〕 3 道路交通振動 〔別表9のとおり〕	1 特定工場等振動 〔別表6のとおり〕 2 特定建設作業振動 〔別表8のとおり〕
届出義務	特定工場等並びに特定建設作業については、届出の義務があります。 1 特定工場等 〔別表10のとおり〕 2 特定建設作業 〔別表12のとおり〕	1 特定工場等 〔別表11のとおり〕 2 特定建設作業 〔別表13のとおり〕

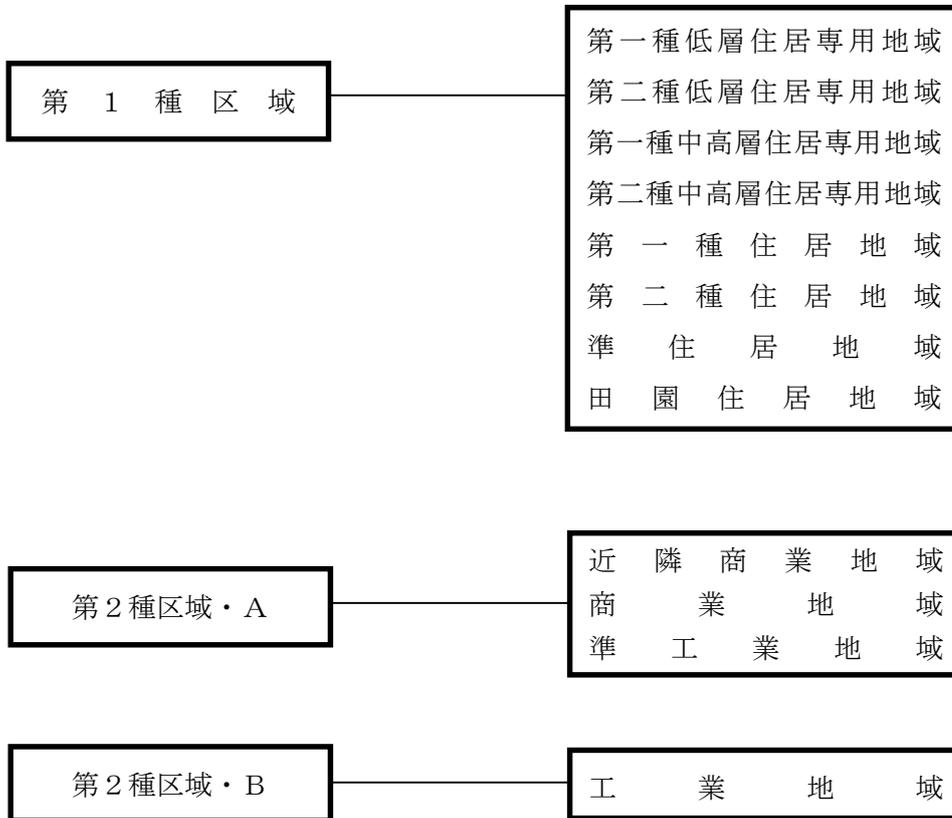
注) 法に基づく地域の指定（特定工場等振動、特定建設作業振動、道路交通振動）は、県（町に限る。）、各市がそれぞれ行っている。

**別表 1 規制地域の指定**

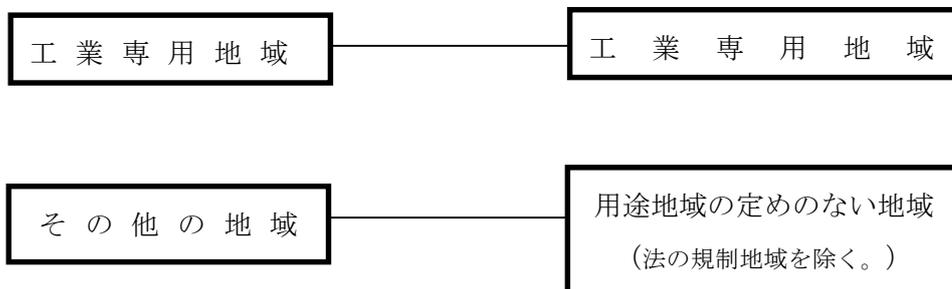
規制地域

用途地域（都市計画法第8条）等

【振動規制法】



【栃木県生活環境の保全等に関する条例】



注) 規制地域は、平成21（2009）年4月1日から都市計画法の用途地域（用途地域の定めのない地域であって規制地域となっている地域については、地図又は行政区画名）により指定している。

なお、市の区域内の地域における法に基づく規制地域の指定は、市が行っている。

## 別表2 振動規制法に基づく規制地域指定状況

[ 県 ]

『振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等(昭和52年8月24日栃木県告示第715号)』

地域指定年月日	市町村名 (地域指定時の名称)
昭和52 (1977) 年 8 月 24 日 告示 昭和52 (1977) 年 9 月 1 日 適用	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、今市市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、上三川町、南河内町、河内町、西方町、粟野町、二宮町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、藤原町、氏家町、高根沢町、南那須町、馬頭町、西那須野町、田沼町、葛生町
昭和53 (1978) 年10月 3 日 告示 昭和53 (1978) 年10月20日 適用	喜連川町、烏山町
昭和56 (1981) 年 2 月 17 日 告示 昭和56 (1981) 年 4 月 1 日 適用	黒磯市
昭和62 (1987) 年 9 月 30 日 告示 昭和62 (1987) 年10月 1 日 適用	塩原町
平成 8 (1996) 年 3 月 29 日 告示 平成 8 (1996) 年 4 月 1 日 適用	宇都宮市を削除 * 中核市に地域指定事務が委任されたため。
平成10 (1998) 年 3 月 20 日 告示 平成10 (1998) 年 4 月 1 日 適用	茂木町、塩谷町、那須町
平成21 (2009) 年 3 月 25 日 告示 平成21 (2009) 年 4 月 1 日 適用	①地図による地域指定から用途地域による地域指定に変更 ②足利市、小山市を削除 * 知事の権限を移譲したため。
平成24 (2012) 年 3 月 30 日 告示 平成24 (2012) 年 4 月 1 日 適用	市 (宇都宮市、足利市及び小山市を除く) を削除 * 知事の権限を移譲したため。
平成26 (2014) 年 3 月 28 日 告示 平成26 (2014) 年 4 月 5 日 適用	岩舟町を削除 * 栃木市と合併したため。

[宇都宮市] 平成 8 (1996) 年 4 月 1 日から市が告示

[足利市、小山市] 平成21 (2009) 年 4 月 1 日から市が告示

[市 (上記 3 市を除く)] 平成24 (2012) 年 4 月 1 日から市が告示

### 別表3 特定工場等振動

「特定施設」とは、著しい振動を発生する施設であつて政令等で定めるものです。この特定施設を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼び、特定工場等振動が規制の対象となります。

振動規制法・栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設	
〔法第2条第1項〕 〔法施行令第1条〕	〔条例第2条第1項第8号〕 〔条例施行規則第4条〕
1 金属加工機械	
イ <u>液圧プレス（矯正プレスを除く。）</u>	
ロ <u>機械プレス</u>	
ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）	
ニ <u>鍛造機</u>	
ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）	
2 圧縮機（一定の限度を超える振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
3 土石用又は鋳物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
4 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）	
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）	
7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）	
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）	
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	
(適用除外)	
・振動規制法（法第18条第1項）	
電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物又は鋳山保安法第13条第1項に規定する建築物、工作物その他の施設（同法第2条第2項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）を設置する者については、法第6条から第11条までの規定並びに第12条第2項及び第13条の規定（第9条に係る部分に限る）	
・栃木県生活環境の保全等に関する条例（条例施行規則第4条）	
(1) 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置された施設	
(2) 鋳山保安法第13条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設	
(3) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物	
(4) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物	

注1) 振動規制法に基づく「1イ 液圧プレス」、「1ロ 機械プレス」又は「1ニ 鍛造機」を設置する工場等は、公害防止管理者の選任が必要な場合がある。

注2) 「2圧縮機」には、冷凍機に用いられるものは含まない。

注3) 振動規制法の番号はイ、ロ、ハ…であるが、栃木県生活環境の保全等に関する条例の番号はア、イ、ウ…であるため、注意が必要である。

#### 別表4 特定建設作業振動

「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令等で定めるものです。この特定建設作業振動が規制の対象となります。

振動規制法・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業	
〔法第2条第3項〕 〔法施行令第2条〕	〔条例第2条第1項第9号〕 〔条例施行規則第5条〕
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業。
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

注) 作業がその作業を開始した日に終わるものは適用されない。

**別表5 特定工場等において発生する振動の規制基準（振動規制法）**

（法第2条第2項、第4条第1項）  
（昭和52年8月24日栃木県告示第715号）

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		〔午前8時から 午後8時まで〕	〔午後8時から 翌日の午前8時まで〕
第1種区域		60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	A	65 デシベル	60 デシベル
	B	70 デシベル	65 デシベル

ただし、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内の規制基準は、各欄の値から5デシベル減じた値とする。

- 1 学校
- 2 保育所
- 3 病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）
- 4 図書館
- 5 特別養護老人ホーム
- 6 幼保連携型認定こども園

＜規制基準適用に係る猶予＞ 既存の特定工場等について、区域の区分の変更により規制基準が厳しい値になった場合、新たに規制対象となった地域に立地する場合（条例の特定工場等に適用される規制基準より厳しい値になった場合に限る。）は、適用の日から1年間は従前の基準値が適用されます。

**別表6 特定工場等において発生する振動の規制基準（栃木県生活環境の保全等に関する条例）**

〔 条例第2条第1項第10号、第5条第1項  
 条例施行規則第6条 〕

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		〔午前8時から 午後8時まで〕	〔午後8時から 翌日の午前8時まで〕
工業専用地域		70 デシベル	65 デシベル
工業専用地域以外の地域 （次項に掲げる地域を除く）		65 デシベル	60 デシベル
学校、保育所、病院、診療所、 図書館、特別養護老人ホーム、 幼保連携型認定こども園の敷 地の周囲おおむね50m以内の 区域内の地域		60 デシベル	55 デシベル

別表7 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準（振動規制法）

法第15条第1項  
法施行規則第11条

区分	第1号区域			第2号区域	適用除外
	第1種区域	第2種区域(A)	第2種区域(B)の区域内に所在する学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内	左記に掲げた区域以外の区域	
振動の大きさ	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさでないこと。				
夜間作業の限定	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業に伴う振動でないこと。		午後10時から翌日の午前6時までの間の作業に伴う振動でないこと。		①②③ ④⑤
作業時間の限定	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生する振動でないこと。		1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生する振動でないこと。		①⑤
作業期間の限定	連続して6日を超えて作業を実施しないこと。				①⑤
日曜休日の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴う振動でないこと。				①②③ ④⑤⑥
適用除外項目	① 災害その他非常の事態の発生      ④ 道路交通法に基づく使用許可 ② 鉄道又は軌道の運行確保          ⑤ 人の生命等の危険防止 ③ 道路法に基づく占用許可          ⑥ 変電所の変更				

注) 第1種区域、第2種区域(A)及び第2種区域(B)とは、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等(昭和52年栃木県告示第715号)において指定した地域をいう。

別表8 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

(栃木県生活環境の保全等に関する条例)

条例第38条第1項  
条例施行規則第29条

区分	工業専用地域	法に基づき地域指定された以外の地域(工業専用地域を除く。)	適用除外
振動の大きさ	特定建設作業の場所の敷地の境界線(当該敷地が工業専用地域内にある場合は、当該工業専用地域の境界線)において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。		
夜間作業の限定	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業に伴う振動でないこと。	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業に伴う振動でないこと。	①②③ ④⑤
作業時間の限定	1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生する振動でないこと。	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生する振動でないこと。	①⑤
作業期間の限定	連続して6日を超えて作業を実施しないこと。		①⑤
日曜休日の制限	日曜日その他の休日に行われる作業に伴う振動でないこと。		①②③ ④⑤⑥
適用除外項目	① 災害その他非常の事態の発生      ④ 道路交通法に基づく使用許可 ② 鉄道又は軌道の運行確保          ⑤ 人の生命等の危険防止 ③ 道路法に基づく占有許可          ⑥ 変電所の変更		

注) 工業専用地域における規制基準は、工業専用地域から他の区域に排出する場合のみ適用する。

## 別表9 道路交通振動（振動規制法）

〔 法第2条第4項、第16条 〕  
〔 法施行規則第12条 〕

市町村長は、測定を行った場合において、法第3条に基づく指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しくそこなわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができることになっています。

道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前7時から午後8時まで)	夜間 (午後8時から翌日の午前7時まで)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

### 備考

- (1) 第1種区域とは、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等の告示（昭和52年栃木県告示第715号）のうち第1種区域をいう。
- (2) 第2種区域とは、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等の告示（昭和52年栃木県告示第715号）のうち第2種区域（A）及び第2種区域（B）をいう。
- (3) 市は別途指定する。

別表10 特定工場等の届出義務（振動規制法）

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
<p><b>特定施設の設置の届出</b>（法第6条） 指定地域内の工場、事業場が特定施設を設置しようとするときの届出</p>	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合30万円以下の罰金（法第25条）
<p><b>特定施設の使用の届出</b>（法第7条） 1 現に特定施設を設置している工場、事業場が指定地域となったときの届出 2 工場、事業場に設置してある施設が、新たに特定施設として追加されたときの届出</p>	指定地域又は特定施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合10万円以下の罰金（法第26条）
<p><b>特定施設の変更の届出</b>（法第8条） 1 以前に届出た特定施設の種別及び能力ごとの数を、変更しようとするときの届出（ただし特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合は、届出は不要） 2 以前に届出た特定施設の振動防止の方法を変更しようとするときの届出（ただし、振動の大きさの増加を伴わない場合は、届出は不要） 3 以前に届出た特定施設の使用の方法を、変更しようとするときの届出（ただし、特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は、使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は、届出は不要）</p>	変更の工事の開始の日の30日前まで	変更の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合10万円以下の罰金（法第26条）
<p><b>氏名等の変更の届出</b>（法第10条） 氏名、名称、住所、所在地、代表者の変更があったときの届出</p>	変更があった日から30日以内	氏名等の変更届、廃止届、承継届をしなかったり、虚偽の届出をした場合3万円以下の過料（法第28条）
<p><b>使用廃止の届出</b>（法第10条） 特定施設のすべての使用を廃止したときの届出</p>	廃止した日から30日以内	
<p><b>承継の届出</b>（法第11条） 1 特定工場等に設置されたすべての特定施設を譲り受け、借り受けによって承継したときの届出 2 特定工場等に設置されたすべての特定施設を相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）によって承継したときの届出</p>	承継があった日から30日以内	

注1）上記の届出を、市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届け出なければならない。

注2）既に振動に係る特定施設を設置している工場等が、新たに特定施設を設置する場合は、設置の届出ではなく変更の届出となる。（騒音・振動の場合、施設単位でなく工場等単位で把握する。）

注3）罰則等の規定は次のとおりである。

**計画変更勧告**（法第9条）

市町村長は、届出の内容審査の結果、規制基準に適合しないことによりその周辺の生活環境がそこなわれると認められたときは、その届出を受理した日から30日以内に振動の防止の方法、又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

**改善勧告**（法第12条第1項）

市町村長は、特定工場等からの振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認められたときは、振動の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置を変更するよう勧告することができる。

**改善命令**（法第12条第2項）

市町村長は、計画変更勧告又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、振動防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置の変更を命ずることができる。

**罰則**（法第24条）

改善命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**別表11 特定工場等の届出義務（栃木県生活環境の保全等に関する条例）**

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
<b>特定施設の設置の届出</b> （条例第25条） 指定地域内の工場、事業場が特定施設を設置しようとするときの届出	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合30万円以下の罰金（条例第70条）
<b>特定施設の使用の届出</b> （条例第26条） 工場、事業場に設置してある施設が、新たに特定施設として追加されたときの届出	特定施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金（条例第71条）
<b>特定施設の変更の届出</b> （条例第27条） 1 以前に届け出た特定施設の数、又は種類を変更しようとするときの届出（ただし、特定施設の種類ごとの数を減少する場合は、届出を必要としません。） 2 以前に届け出た振動防止の方法を変更しようとするときの届出	変更の工事の開始の30日前まで	変更の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合30万円以下の罰金（条例第70条）
<b>氏名等の変更の届出</b> （条例第28条で準用する第10条） 氏名、名称、住所、所在地、代表者の変更があったときの届出	変更があった日から30日以内	
<b>使用廃止の届出</b> （条例第28条で準用する第10条） 特定施設のすべての使用を廃止したときの届出	廃止した日から30日以内	
<b>承継の届出</b> （条例第28条で準用する第11条） 1 特定工場等に設置された特定施設を譲り受け、借り受けによって承継したときの届出 2 特定工場等に設置された特定施設を相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）によって承継したときの届出	承継があった日から30日以内	

注1）上記の届出を、市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届け出なければならない。

注2）既に振動に係る特定施設を設置している工場等が、新たに特定施設を設置する場合は、設置の届出ではなく変更の届出となる。（騒音・振動の場合、施設単位でなく工場等単位で把握する。）

注3）罰則等の規定は次のとおりである。

**計画変更勧告**（条例第29条）

市町村長は、届出の内容審査の結果、規制基準に適合しないことによりその周辺的生活環境がそこなわれると認められたときは、その届出を受理した日から30日以内に振動の防止の方法、又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

**改善勧告** (条例第34条第1項)

市町村長は、特定工場等からの振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認められたときは、振動の防止の方法の改善又特定施設の使用の方法や配置を変更するよう勧告することができる。

**改善命令** (条例第34条第2項、第36条で準用する第18条)

市町村長は、計画変更勧告又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、振動防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置の変更を命ずることができる。改善命令に基づく改善措置をとったときは、すみやかに、市町村長に届け出て確認を受けなければならない。

**一時停止命令** (条例第34条第2項)

市町村長は、改善勧告を受けた者がその改善勧告に従わないときは、当該特定施設の使用の一部停止を命ずることができる。

**罰則**

改善命令又は一時停止命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(条例第69条)

改善命令に基づく改善措置をとったとき、そのことを届出しなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金に処する。(条例第71条)

**別表12 特定建設作業の届出義務(振動規制法)**

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
<b>特定建設作業の実施届出</b> (法第14条) 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を行うときの届出	特定建設作業の開始の日の7日前まで (ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではありませんが、速やかに届け出てください。)	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合10万円以下の罰金(法第26条) (災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行ったとき、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合3万円以下の過料(法第28条))

注1) 上記の届け出を、市町長宛てに2部(正本1部、写し1部)届け出なければならない。

注2) 罰則等の規定は次のとおりである。

**改善勧告** (法第15条第1項)

市町村長は、特定建設作業からの振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しくそこなわれると認められたときは、振動の防止の方法の改善又は作業時間を変更するよう勧告することができる。

**改善命令** (法第15条第2項)

市町村長は、改善勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、振動の防止の方法の改善又は作業時間の変更を命令することができる。

**罰則** (法第25条)

改善命令に違反した場合は、30万円以下の罰金に処する。

**別表13 特定建設作業の届出義務（栃木県生活環境の保全等に関する条例）**

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特定建設作業の実施届出</div> （条例第37条） 特定建設作業を伴う建設工 事を行うときの届出	特定建設作業の開始の日の7日 前まで （ただし、災害その他非常の事 態の発生により、特定建設作業 を緊急に行う必要がある場合 は、この限りではありませんが、 速やかに届け出てください。）	届出をしなかったり、虚偽の 届出をした場合20万円以下 の罰金（条例第71条）

注1）上記の届出を、市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届出

注2）罰則等の規定は次のとおりである。

**改 善 勧 告** （条例第38条第1項）

市町村長は、特定建設作業からの振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認められたときは、振動の防止の方法の改善又は作業時間を変更するよう勧告することができる。

**改 善 命 令** （条例第38条第2項、第39条で準用する第18条）

市町村長は、改善勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、振動の防止の方法の改善又は作業時間の変更を命令することができる。改善命令に基づく改善措置をとったときは、すみやかに市町村長に届け出て確認を受けなければならない。

**罰 則**

改善命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（条例第69条）  
 改善命令に基づく改善措置をとったとき、そのことを届出しなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金に処する。（条例第71条）

**別表14 日常生活等に伴う騒音等の防止（栃木県生活環境の保全等に関する条例）**

（条例第62条）

区 域	県内全域
対 象	県民、事業者
内 容	何人も、日常生活や事業活動に伴う騒音又は振動により周辺的生活環境を損なうことのないように、静穏の保持に努めなければなりません。